

## 令和3年度保育ソーシャルワーク事業の実施について

### \*令和3年度保育ソーシャルワーク事業実施の背景\*

子どもの発達・障害に関する各保育所の支援については、区立療育センターアポロ園・ゆめなりあが実施してきた「保育園等巡回訪問指導」（子ども特別支援課）が令和2年度をもって廃止され、令和3年度から、保護者が申請して児童福祉法の法内サービスを利用する「保育所等訪問支援」（子ども特別支援課）が開始されます。

この法内サービスを利用しない子どもについては、引き続き各保育所に対する支援が必要となります。

さらに、各保育所においては、子ども自身の発達・障害に加えて、保護者の養育等の課題への対応に苦慮する状況が発生しています。

これらを踏まえて、各保育所への新たな支援の一環として、令和3年度に「保育ソーシャルワーク事業」（保育園・幼稚園課）を開始します。支援の拠点として区内に基幹保育所を設置し、各保育所の子どもや保護者の多様化、複雑化する様々な課題について、保育ソーシャルワーカーが専門的な見地から助言を行います。

### 1 委託事業者について

認定NPO法人フローレンス 保育ソーシャルワーク事業部

（所在地）〒101-0051 千代田区神田神保町1-14-1 KDX神保町ビル3階

### 2 基幹保育所について

#### （1）基幹保育所の役割

基幹保育所は、各保育所に在園する子どもの発達・障害、保護者の養育に係る個別ケースについて、相談支援を行う拠点となります。

#### （2）基幹保育所の場所

##### ① おうち保育園なかの新橋

住 所：〒164-0013 東京都中野区弥生町2-32-10 アイザワビル1階

担当する保育所：原則として早稲田通りの南側地域（南台、弥生町、本町、中央、東中野、中野）の各保育所

電 話：・070-1596-7006【発達相談・その他問い合わせ】

・070-1596-7303【養育相談】

E-mail：south-nakano-sw@florence.or.jp

## ② おうち保育園なかの大和

住 所：〒165-0034 東京都中野区大和町 1-12-8 プレステージ高円寺1階

担当する保育所：原則として早稲田通りの北側地域（上高田、新井、沼袋、松が丘、江原町、江古田、丸山、野方、大和町、若宮、白鷺、鷺宮、上鷺宮）の各保育所

電 話：・070-1596-6809【発達相談・その他問い合わせ】

・070-1596-7402【養育相談】

E-mail：north-nakano-sw@florence.or.jp

### (3) 基幹保育所の開設日時

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）の毎週月・火・木・金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）の9時から17時（12時から13時を除く）

## 3 保育ソーシャルワーカーについて

### (1) 保育ソーシャルワーカーの資格等

臨床発達心理士、臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有し、かつ、児童分野又は障害分野において十分な実務経験を有する者を保育ソーシャルワーカーとして、基幹保育所に複数名配置します。

なお、保育ソーシャルワーカーは基幹保育所に常駐するものではありません。

### (2) 保育ソーシャルワーカーの役割

保育ソーシャルワーカーには、発達相談担当と養育相談担当がおり、それぞれ子どもの発達・障害の課題、保護者の養育の課題に対する各保育所の適切な対応について、専門的な知見に基づき助言を行います。

## 4 支援対象の保育所について

中野区内の区立保育園、私立保育園、認定こども園（2号・3号認定）、小規模保育事業所、認証保育所

## 5 事業内容

### (1) 発達相談

発達相談は、発達に懸念があり、特別な配慮を必要とする乳幼児がいる場合に、保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）が乳幼児の在籍する保育所へ訪問し、実際の保育の様子を観察します。その上で、カンファレンスを通して、対象児童にとっての援助のあり方を見つけ、担任等の保育者が、それを実践するために助言を行います。

保育所が発達相談を希望する場合、別紙2「児童発達調査表」を作成し（「発達相談」に○をつける）、別紙1「送付書」とともに委託事業者宛（上記1の所在地）に簡易書留で郵送して下

さい。保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）が、メールで日程調整の上、保育所を訪問し、保育者の相談に応じます。なお、個別の状況により、保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）と保育所とが相談の上、必要と判断した場合、複数回訪問することがあります。

発達相談を実施した個別ケースについて、その後相談がある場合には、基幹保育所の電話番号（上記2（2）①又は②）までご連絡下さい。

※「保育所等訪問支援」（子ども特別支援課）を利用していない子どもが対象です。

※別紙2「児童発達調査表」は3歳未満児用と3歳以上児用に分かれています。

◆発達相談の依頼につながる、子どもの発達・障害のケース事例

- 同年齢の子どもと比べて言葉の理解と発語が明らかに遅れている。
- 注意力が散漫で1つのことに集中できず、気になる場所があると勝手に移動する。
- 周囲の状況に関係なく突然に奇声を発する。
- 自分の頭を壁に打ちつけ続けて自傷する。

(2) 養育相談

養育相談は、家庭養育に課題があり、特に保護者支援が必要と考えられるご家庭がある場合、保育ソーシャルワーカー（養育支援担当）が、養育支援の観点から助言を行うものです。

保育所が養育相談を希望する場合、まずは、基幹保育所のE-mailアドレス又は電話番号（上記2（2）①又は②）までご連絡ください。電話又はオンライン相談を実施した上、訪問が必要と判断される場合には、別紙3「保育ソーシャルワーク事業 養育相談（訪問）申込書」を作成し、別紙1「送付書」とともに委託事業者宛（上記1の所在地）に簡易書留で郵送してください。保育ソーシャルワーカー（養育相談担当）が、メールで日程調整の上、保育所を訪問し、保育者の相談に応じます。

なお、急を要する虐待事案については、当該養育相談ではなく、従来どおり子ども家庭支援センターに通報してください。

※「保育所等訪問支援」（子ども特別支援課）を利用している子どもも対象になります。

◆養育相談の依頼につながるケース事例

- 子どもの発達や子育てについて共有したいが、保護者とコミュニケーションがとりにくく困っている。
- 子育てについて保護者の困り感が強く、保護者支援が必要と感じる。
- 経済的困窮で心に余裕をもてないまま子育てを行っているようで心配。
- 周りに頼ることのできる親戚や知人がおらず、孤立しているようで心配。

6 児童発達調査について（認証保育所を除く）

障害児保育における子どもの「程度」を判定するため、各保育所が「児童発達調査表」を作成し、保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）が各保育所を訪問調査の上、区に報告します。

法内サービス（保育所等訪問支援）利用の有無に関わらず、障害児加算を希望する子どもが対象です。

### (1) 随時発達調査

保育所が発達調査を希望する場合、別紙2「児童発達調査表」を作成し（「随時発達調査」に○をつける）、別紙1「送付書」とともに委託業者宛（上記1の住所）に簡易書留で郵送して下さい。保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）が、メールで日程調整の上、保育所を訪問し、発達調査します。

### (2) 次年度向け発達調査

次年度分の「程度」を判定するための児童発達調査については、6月末に区から通知の上、原則として9月から12月に実施します。次年度のための児童発達調査を希望する場合は、別紙4「次年度児童発達調査送付書」の送付者リストを作成し、発達調査対象児童について、児童1名毎に令和3年度の程度（1・2・3・無しの場合は空欄）、法内サービス利用の有無、訪問相談利用の有無、発達調査表提出の有無を記載してください。

保育ソーシャルワーク事業の訪問相談を受けていない子どもについては、別紙2「児童発達調査表」を作成し（「次年度児童発達調査」に○をつける）、別紙4「次年度児童発達調査送付書」の送付者リストとともに委託業者宛（上記1の住所）に簡易書留で郵送して下さい。

なお既に訪問相談を受けていて、「児童発達調査表」を提出済みの児童については、調査表の提出は必要ありません。

なお、令和3年度の5歳児クラスの子どもについては、児童発達調査表の提出は必要ありません。

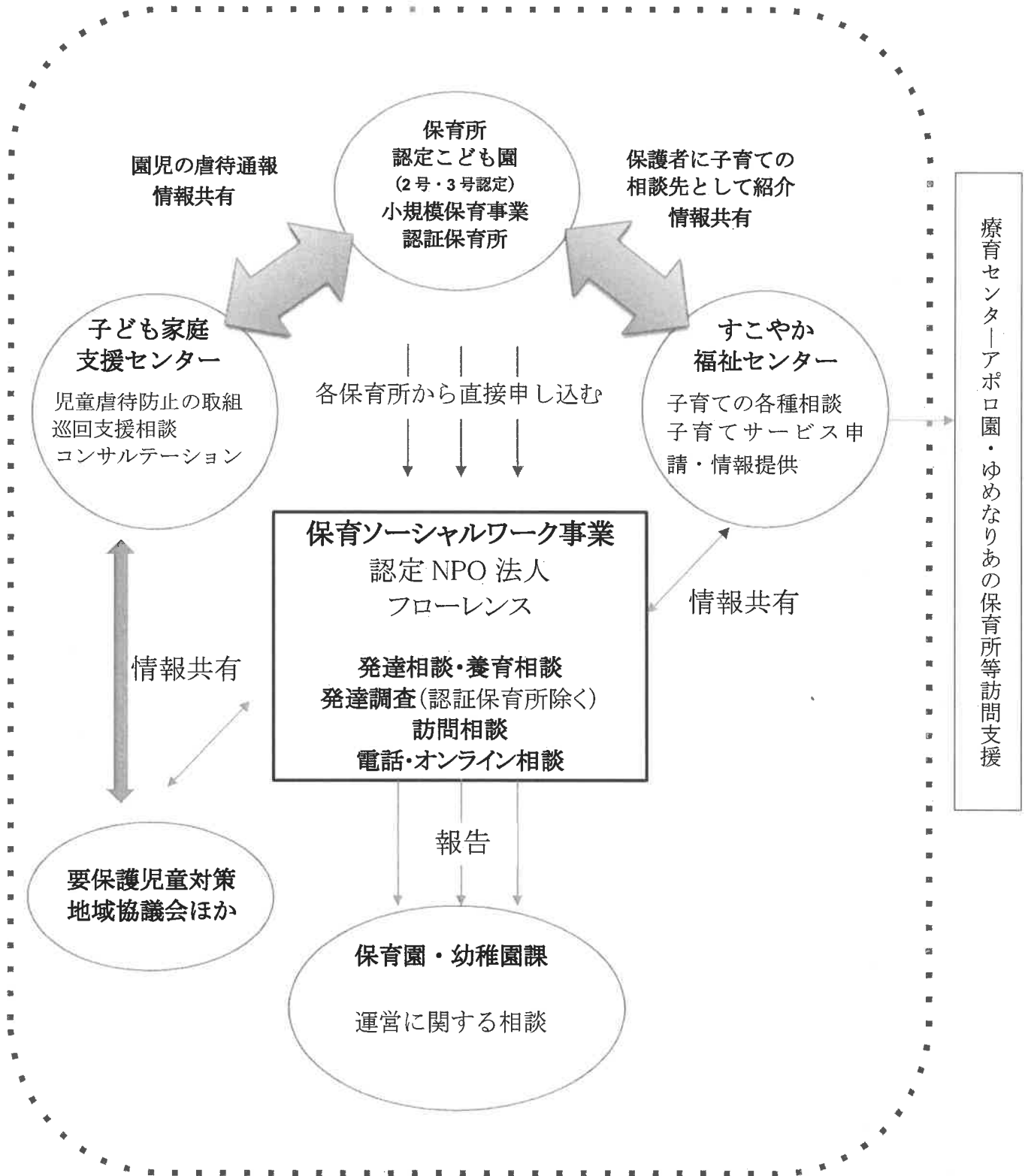
※別紙2「児童発達調査表」は3歳未満児用と3歳以上児用に分かれています。

## 7 本事業の流れ

発達相談	養育相談
令和3年4月～5月、各保育所から委託事業者宛に「送付書」（別紙1）、「児童発達調査表」（別紙2）を簡易書留で郵送 6月以降も随時郵送可能	各保育所から基幹保育所の保育ソーシャルワーカーに電話相談（又はオンライン相談） 訪問相談が必要と判断されたケースについて、各保育所から委託事業者宛に「送付書」（別紙1）、「養育相談（訪問）申込書」（別紙3）を簡易書留で郵送
基幹保育所の保育ソーシャルワーカーが各保育所とメールで訪問日を日程調整	
基幹保育所の保育ソーシャルワーカーが各保育所を訪問し、子どもの行動観察、保育士からの聴き取り等をもとに個別アセスメント 保育ソーシャルワーカーが各保育所に適切な対応を助言	
保育ソーシャルワーカーが必要に応じて区の関係機関等と情報共有	
子どもが「保育所等訪問支援」の対象に切り替わった場合、各保育所から基幹保育所の保育ソーシャルワーカーに電話連絡	
子どもが区内園に転園する場合、各保育所から区内転園先に伝えるとともに、各保育所から基幹保育所の保育ソーシャルワーカーに電話連絡	

<p><b>【随時相談】</b> 対応に苦慮するケースがある場合、随時、各保育所か基幹保育所に相談し、保育ソーシャルワーカーが電話（又はオンライン）相談により助言</p>
<p><b>【児童発達調査】</b> 障害児保育における子どもの「程度」を判定するため、保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）が各保育所を訪問して調査し、区に報告 ※法内サービス（保育所等訪問支援）利用の有無に関わらず、障害児加算を希望する子どもが対象保育所が発達調査を希望する場合、別紙2「児童発達調査表」を作成し（「随時発達調査」に○をつける）、別紙1「送付書」とともに委託事業者宛（上記1の住所）に簡易書留で郵送 保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）が、メールで日程調整の上、保育所を訪問・調査 次年度分の「程度」を判定するための児童発達調査は、原則として9月から12月に実施 希望する場合は、別紙4「次年度児童発達調査送付書」の送付者リストを作成し、発達調査対象児童について1名毎に、令和3年度の程度（1・2・3・無しの場合は空欄）、法内サービス利用の有無、訪問相談利用の有無、発達調査表提出の有無を記載</p>
<p><b>【本事業の評価】</b> 区は、本事業の成果を評価するため、年度末に各保育所にアンケート等による調査を行い、本事業の満足度を評価</p>

8 本事業と関係機関の相関図



9 個人情報保護について

保育ソーシャルワーカー等の事業関係者は、各保育所の訪問等に際して、事業者名および氏名が記載された名札を着用します。また、業務上知り得た情報について守秘義務を負います。

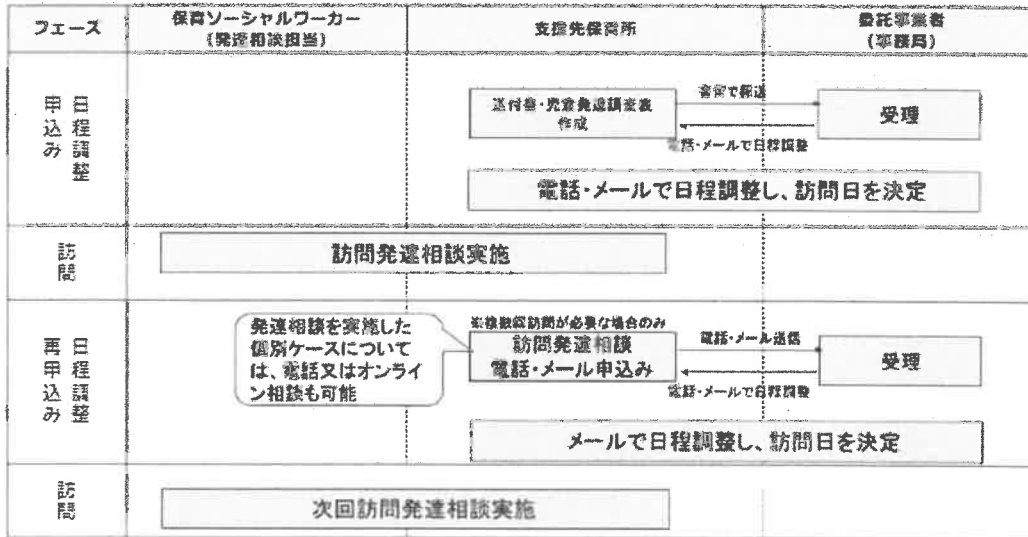
中野区 保育園・幼稚園課 運営支援係  
電話 03-3228-8940 (直通)

# 【補足】 保育ソーシャルワーク事業について

## I. 事業内容について

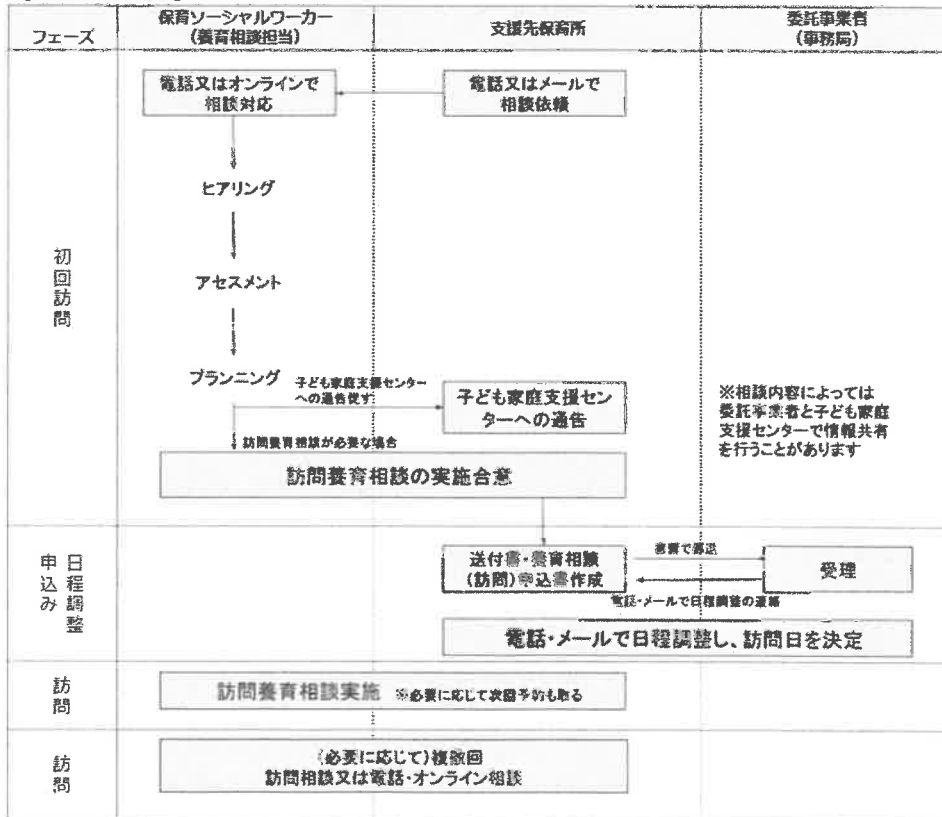
### 1. 発達相談 発達相談の流れ図

【発達相談の流れ】



### 2. 養育相談 養育相談の流れ図

【養育相談の流れ】



### 3. 児童発達調査

#### (1) 児童発達調査意見書

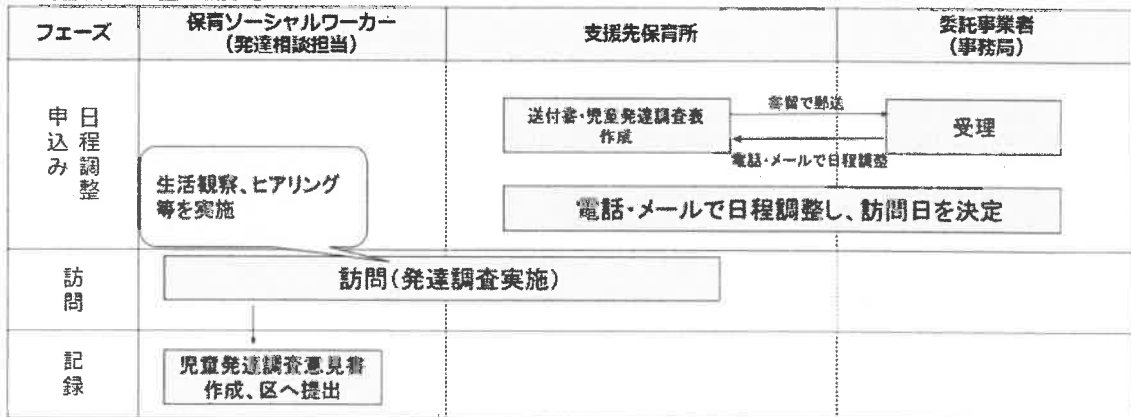
児童発達調査意見書とは、保育ソーシャルワーカー（発達相談担当）が当該児童の保育所での生活観察、保育者からの普段の様子聞き取りを行い、発達の程度（運動機能、言語、認知、遊び、対人関係等）と保育士加配の必要性を評価したものです。

これらを総合して加配の選定を進言し、その結果に至った主な理由についても記述します。

なお、意見書は委託事業者から区に提出されるものであり、支援先保育所には共有されません。

#### (2) 児童発達調査の流れ図

【児童発達調査の流れ】



## II. その他

- 不明点等がある場合は、基幹保育所の電話番号（発達相談・その他問い合わせ用電話番号）までお問い合わせください。
- 保育ソーシャルワーカーが外出中の場合等、電話に出られないこともあります。